

◎新潟県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守門湯之谷線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市須川字小貫平77番1から	新	5.0～7.3メートル	31.4メートル
同市須川字小貫平77番1まで	旧	5.0～6.4メートル	31.4メートル